

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別紙3)を参考にして、外部機関とも連携する。

※別紙3「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート(大阪市教育委員会資料)」参照

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌主任・室長等に報告する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、いじめ防止対策委員会に報告し、いじめ防止対策委員会にて今後の対応を検討する。また、管理職が学校法人東海大学初等中等教育部に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、来校してもらい直接会って、より丁寧に行う。また、来校するのが難しい場合は、家庭訪問等を行い、説明を行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 重大事態の発生の場合

[重大事態の意味]

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合。
 - ①生徒が自殺を企図した場合。
 - ②身体に重大な傷害を負った場合。
 - ③金品等に重大な被害を被った場合。
 - ④精神性の疾患を発症した場合。等
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められる場合。

(年間30日を目安とする。また、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着